**平成２３年（フ）第４９号**
兵庫県川西市下加茂１丁目18番３号、前住所兵庫県川西市小戸２丁目７番15―303号
債務者　大坂　美佳
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第６７号**
兵庫県尼崎市南初島町８番地の66　第二エシロ荘318号
債務者　松岡　　昇
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３号**
兵庫県南あわじ市賀集福井523番地２　レジデント・南淡路403号
債務者　石田　雅子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１１号**
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目108番地24
債務者　細川　耕太
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２８２号**
山口県下関市赤間町４番３号ラ・メール赤間207、住民票上の住所福岡県福岡市中央区春吉３丁目25番25―202号
債務者　菊谷　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第３８４号**
山口県下関市長府中六波町15番Ｒ２―402号市営長府中六波住宅１、住民票上の住所山口県下関市長門町10番１―704号　市営長門改良住宅
債務者　宇都宮直人
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第５７５号**
徳島市佐古四番町８番１―404号、旧住所徳島県板野郡藍住町矢上字原263番地43
債務者　井上　幸路
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１３６２号**
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番８―205号
債務者　篠崎　一幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１４０１号**
北九州市八幡東区日の出２丁目20番19号
債務者　ジュリアンこと宝文堂こと　末松　勝幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１３号**
北九州市八幡西区陣原３丁目19番８―301号
債務者　栗原　知子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３９号**
福岡県遠賀郡遠賀町浅木２丁目20番10号
債務者　田中ルミ子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３号**
鹿児島県大島郡知名町大字黒貫1785番地
債務者　木下　幸代（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第５号**
鹿児島県奄美市笠利町大字平1715番地
債務者　竹元真奈美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第１３号**
鹿児島県奄美市住用町大字西仲間358番地
債務者　永井　順雄
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第１４号**
鹿児島県奄美市住用町大字西仲間358番地
債務者　永井すみ子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第１２号**
福島県郡山市緑ケ丘西１丁目14番地の１　市営住宅１―１―26
債務者　長谷川時子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第３３８号**
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　１番館208号
債務者　大岸　明美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係